

てんじん保育園 令和6年度 保育の内容に関する全体的な計画 (編集作成:園長 河野貴昭)

令和6年4月1日現在

事業の目的		心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児期の教育・保育を行うほか、保育所保育指針に掲げる目標が達成されるよう教育を行うことを目的とします。			保育理念(事業運営方針)		遊びや生活の実体験を通して子ども達の経験を豊かにし、年齢に応じた感覚や運動の機能を発達させるとともに、『知識』ではなく『知恵』を身につける保育を目指します。								
保育方針		子ども達に何かを教え込むのではなく、豊かな『遊び体験』を重ねる中で、自ら学びを深めていく保育を基本とします。			園の保育目標		目指す子ども像 ①自分で考えて行動する子ども ②自分から主体的に生活する子ども ③豊かな感性を持った心優しい子ども ④自然愛し、自然から学べる子ども ⑤社会のルールがわかり守れる子ども								
子どもの保育目標 (保育目標・保育の内容ともに年間指導計画の基礎事項・年間指導計画・行事のねらいは別紙)		乳児	個々の生活リズムを整え、基本的な生活習慣を養う。	3歳児	友達と遊ぶ中で自分のしたい事、言いたい事を言葉や行動で表現する。	保育時間など	2・3号認定/基本保育時間 標準認定7:00~18:00 短時間認定8:30~16:30 延長保育時間 標準認定18:00~19:00 短時間認定 7:00~8:30 16:30~19:00								
		1歳児	安心できる保育者との関係の下で、自分でしようとする気持ちが芽生える。	4歳児	保育者や友達と一緒に遊びながら、つながりを広げ集団としての行動ができるようになる。		主な行事(日常の節目としての行事設定)	慣らし保育/誕生会/健康診断/保育参観日/運動会/七夕/夏祭り/ハロウィン/クリスマス懇談会/クリスマス会/節分・豆まき会/個人面談/ひなまつり/卒園式/卒園遠足							
		2歳児	友達と遊ぶ中で自分のしたい事や気持ちを言葉で表現する。	5歳児	生活や遊びの中で、一つの目標に向かい力を合わせて活動し、達成感や充実感をみんなで味わう。										
■保育所保育に関する基本原則/役割目標		■保育の方法/環境		■保育所の社会的責任		■養護に関する基本的事項		■保育の計画と評価		■幼児教育を行う施設として共有すべき事項		◎小学校との連携(接続)			
児童福祉法に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、健全な心身の発達を図る。保育に関する専門性を有する職員が、養護及び教育を一体的に行う。保護者支援及び地域の子育て支援等を行う。		2学年毎にクラスを構成して園生活を送るが、保育指針の示す8つの発達段階を前提に年間指導計画が作成される。また、子ども一人ひとりの成長段階を踏まえ、養護と教育が一体となり保育は展開される。		適切な法人施設運営、運営情報の公開、人権尊重(児童福祉法)、地域との交流(行事への参加呼び掛け)、保育の説明責任(おたよりの配布)、個人情報保護(プライバシーポリシー)、苦情処理解決(第三者委員設置)、第三者事業評価と利用者評価(情報公開)、育児・子育て情報の提供		養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わり。保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行う。養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育を展開する。		保育の目標を達成するため、方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえた保育の内容が組織的・計画的に構成され総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成する。これに基づき指導計画、保健計画、食育計画等を作成する。保育士等の自己評価を行い、公表し、保育内容の改善を図る。		生涯にわたる生きる力の基礎を培うため、保育の目標を踏まえ、資質・能力の3本の柱を一体的に育むよう努める。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、ねらい及び内容に基づく保育活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であり、保育士等が指導を行う際に考慮する。		保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う。育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教師との意見交換、研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなどとして、保育所保育と小学校教育との円滑な接続に努める。			
■保育の目標		ア 子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う。(ア)生命の保持及び情緒の安定を図る (イ)心身の健康の基礎を培う (ウ)愛情と信頼感、人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う (エ)生命、自然及び社会への興味や関心を育て、豊かな心情や思考力の芽生えを培う (オ)言葉への興味や関心を育て、言葉の豊かさを養う (カ)豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う													
■養護(保育士が行う事項)		年齢	乳児	1歳児(満1歳より)	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	◎小学校以上との連携に鑑みて 育みたい資質・能力は小学校以上の個別の「知識や技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」につながるものである。また、この資質・能力を実現するためにアクティブ・ラーニングを用いる。						
		生命の保持	●生理的欲求の充実を図る	●生活リズムの形成を促す	●適度な運動と休息の充足	●健康的な生活習慣の形成	●運動と休息のバランスと調和を図る	●健康・安全への意識の向上							
◎ねらい及び内容並びに配慮事項(養護と教育は一体となって展開されることに留意)		情緒の安定	●応答的な触れ合い ●情緒的な絆の形成	●温かなやり取りによる心の安定	●自我の育ちへの受容と共感	●主体性の育成	●自己肯定感の確立と他者の受容	●心身の調和と安定により自信を持つ							
		◎教育		(乳児)3つの視点	乳児	(満1-3歳未満児)5領域	1歳児(満1歳より)	2歳児	(3-5歳児)5領域	3歳児	4歳児	5歳児	■幼児期の終わりまでに育ってほしい姿10項目	■教育・保育において育みたい資質・能力の3本の柱	
(園児が環境に関わって経験する事項) ※乳児は3つの視点、幼児は5つの領域で区分されている。(基本事項を十分に参照) ※指針では乳児と満1歳に区分されているので、満1歳を迎えた場合は1歳児の5領域を参照。 ※子どもの発達や成長の援助をねらった活動の時間については、意識的に保育の計画等に位置付けて、実施する。なお、活動の時間については、保護者の就労状況等に応じて子どもが保育所で過ごす時間がそれぞれ異なることに留意して設定する。		健康	●身体機能の発達 ●食事睡眠等の生活リズム感覚の芽生え	健康	●歩行の確立による行動範囲の拡大	●排泄の確立 ●運動、指先の機能の発達	健康	●意欲的な活動 ●基本的な生活習慣の確立	●健康への関心 ●体全体の協応運動	●健康増進とさらなる挑戦への意欲	ア 健康な心と体 イ 自立心 ウ 協働性 エ 道徳性・規範意識の芽生え	ア 豊かな体験を通して、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」			
		人間関係	●特定の大人との深い関わりによる愛着心の形成 ●喃語の育みと応答による言葉の芽生え	人間関係	●周囲の人への興味、関心の広がり	●自己主張の表出 ●友達との関わりが増大	人間関係	●道徳性の芽生えと並行遊びの充実	●仲間との深いつながり	●社会性の確立と自立心の育成	イ 気付いたり、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」				
		環境		環境	●好奇心を高める	●自然事象への積極的な関わり	環境	●身近な環境への積極的な関わり	●社会事象への関心の高まり	●社会、自然事象へのさらなる関心と生活への取り入れ	オ 社会生活の関わり カ 思考力の芽生え	ウ 心情、意欲、態度等が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」			
		言葉	●身近なものとの関わり感性が育つ ●身体の諸感覚認識による表現	言葉	●言葉の獲得 ●話しはじめ	●言葉のやり取りの楽しさ	言葉	●言葉の美しさ、楽しさへの気付き ●生活の中での必要な言葉の理解と使用	●伝える力、聞く力の獲得	●文字や数字の獲得による遊びの発展	キ 自然との関わり・生命尊重 ク 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 ケ 言葉による伝え合い コ 豊かな感性と表現				
★健康支援/状態把握・増進・疾病対応		★食育の推進(食育計画別紙)			★環境及び衛生管理並びに安全管理(危機管理計画別紙)			★災害への備え(避難計画等別紙)			◆子育て支援(子育て支援計画別紙)			△職員の資質向上(研修計画別紙)	
●健康及び発育発達状態の定期的、継続的な把握 ●毎月1回の嘱託医による健康診断(内科)と年1回の歯科検診 ●登園時及び保育中の状態観察、また異常が認められたときの適切な対応 ●年間保健指導計画(年齢別参照) ●年1回職員健康診断及び毎月の検便(調理員・調乳担当者)		5領域との相関性を構築する。 ●栄養バランスを考えた自園給食の提供 ●食育活動の実施 ●全園児へ炊き立て米飯の提供 ●行事食の提供 ●野菜栽培と観察の実施 ●三色食品群の分類分け			●施設内外の設備、用具等の清掃及び消毒等、安全管理及び自主点検 ●子ども及び職員の清潔保持 ●感染予防対策指針の作成と実施及び保護者との情報共有 ●インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症対応			●避難訓練(火災、地震、不審者対応)の実施(毎月) ●消火訓練の実施 ●被災時における対応と備蓄			教育及び児童福祉としての保育並びに子育て支援の有機的な連携が図られ、子どもの成長に気付き、子育ての喜びが感じられるよう子育て支援に努める。			質の高い保育を展開するため、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努める。保育所職員に求められる専門性を理解し、保育の質の向上に向けた組織的な取り組みを行う。職場研修、外部研修など体系的な研修計画を作成し、結果を活用する。	
情報公開等		●人権尊重 ●虐待確認保護 ●個人情報保護 ●苦情処理解決対応及び第三者委員設置 ●看護師、栄養士等の専門者の配置 ●適正な園運営のための会計事務所による外部監査 ●ホームページの開設										特色ある教育と保育		実体験を通して、知識ではなく知恵を身につけることを目指します。子ども達が自ら遊びを見つけ、楽しむ事を通して「学び」を深める事が出来るよう、世界の優れた玩具(グッドトイ)を揃えて遊びの環境を整えます。	
地域の実態に対応した保育事業と行事への参加		地域の行事の行事に参加する事を通して、地元への理解や地域愛を持てるよう働きかける(小平市民まつり、消防出初式など)										研修計画		●法人研修の継続 ●保育指針対応の園外・園内研修の継続 ●OJTによる園内研修及び新人研修 ●講師を招いての園内研修 ●他施設視察・見学 ●各種保育団体や行政機関が実施する研修会への積極的な参加 ●処遇改善に必要な研修	
自己評価等		●法人施設による適切な施設運営管理の評価 ●保育所の評価(全体の反省による全体計画等の反映) ●保育士等の評価(自己評価と子どもの評価の確立) ●自己チェックリストの実施と危機管理マニュアルの作成、習得										保育所保育指針の各章とマークの対応 第1章＝■ 第2章＝◎ 第3章＝★ 第4章＝◆ 第5章＝△			